

第14回 香川県子ども・子育て支援会議 次第

日時：令和元年8月26日（月）15時～17時

場所：香川県庁本館12階 大会議室

1 開 会

2 香川県健康福祉部子ども政策推進局長挨拶

3 議 事

第2期香川県健やか子ども支援計画（仮称）の骨子案について

4 その他

5 閉 会

【配付資料】

資料1 香川県子ども・子育て支援会議条例

資料2 香川県子ども・子育て支援会議委員名簿

資料3 第2期香川県健やか子ども支援計画（仮称）の骨子案について

資料4 施策体系の新旧対照表

資料5 香川県健やか子ども支援計画（現行計画）について

資料6 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正案について

資料7 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針の改正について

（※資料6、7 第43回内閣府子ども・子育て会議資料）

資料8 計画策定スケジュール

香川県子ども・子育て支援会議条例

平成25年7月12日
条例第29号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、香川県子ども・子育て支援会議（以下「会議」という。）を置く

(組織)

第2条 会議は、委員20人以内で組織する。

- 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集する。

- 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第5条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって会議の議決とすることができる。
- 前条の規定は、部会に準用する。この場合において、同条第1項及び第3項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

香川県子ども・子育て支援会議委員名簿

任期(H30.2.1～R2.1.31)

団 体 名	役 職	氏 名
香川県私立幼稚園PTA連合会	会長	青木 明子
香川県労働者福祉協議会	理事	榎原 一吉
香川県小学校長会	会長	大出 茂晴
香川県市長会	会長	梶 正治
香川大学教育学部	教授	片岡 元子
香川県経営者協会	専務理事	窪田 伸一
香川県保育協議会	副会長	白井 利恵
香川県国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会	会長	紫和 恵理子
香川県町村会	会長	谷川 俊博
香川県私立幼稚園連盟	理事長	坪井 久也
かがわ子育てひろば連絡協議会	代表	中橋 恵美子
香川県児童福祉施設連合会	会長	藤井 敏孝
○ 香川県民生委員児童委員協議会連合会	会長	藤目 真皓
丸亀市保育所保護者会連合会	会長	三宅 健介
◎ 香川大学教育学部	学部長	毛利 猛
香川県市町教育委員会連絡協議会 教育長部会	運営委員	森 正司
香川県国公立幼稚園・こども園長会	会長	森安 朋子
香川県PTA連絡協議会	副会長	山本 千景
香川県私立認可保育園連盟	会長	吉村 晴美

◎会長 ○副会長

(五十音順 敬称略)

第2期香川県健やか子ども支援計画 (仮称)

骨子 (案) について

I 計画策定の趣旨

- 本県の人口は、平成 11 年をピークに減少を続け、令和元年 6 月に公表された平成 30 年の人口動態統計によれば、本県の出生数は過去最低となっており、少子化による子どもの成長への影響、地域の活力の低下、超高齢化による社会保障制度における負担増大など、社会や経済への深刻な影響が懸念されています。
- このような中、本県では、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、平成 27 年 3 月に「香川県健やか子ども支援計画」（計画期間：平成 27 年度～令和元年度）を策定し、少子化の流れを変え、次代の担い手となる子どもが健やかに成長することができる社会を実現するため、子ども・子育て支援施策と次世代育成支援施策を総合的かつ計画的に推進しています。
- しかしながら、少子化の進行や児童虐待問題、子どもの貧困など、子ども・子育てを取り巻く環境は厳しい状況が続いています。このような状況に対応するためには、これまでの取組みの成果を引継ぎつつ、子ども・子育て支援施策を一層推進する必要があることから、第 2 期香川県健やか子ども支援計画（仮称）を策定するものです。

II 計画の性格

- 本計画は、次の法律・条例に基づく 3 つの計画を「第 2 期香川県健やか子ども支援計画（仮称）」として、一体のものとして策定するものです。
 - ① 子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
 - ② 次世代育成支援対策推進法第 9 条に基づく「都道府県行動計画」
 - ③ 子育て県かがわ少子化対策推進条例第 7 条に基づく「少子化対策の推進に関する基本的な計画」

III 計画の期間

- 本計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

IV 計画の対象

- 本計画は、これから生まれてくる子どもから、成長して次代を育む親となるまでのすべての子ども、また、子どもを育成し、または子どもを育成しようとする家庭、そして、子どもと子育て家庭を取り巻くさまざまな主体（県民、行政、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、企業、関係団体など）を対象とします。

V 計画の基本理念、基本目標、基本的視点

1 基本理念

子どもは社会の希望であり、未来をつくる無限の可能性を秘めている輝かしい存在です。

子育てとは、子どもに限りない愛情を注ぎ、子どもの成長する姿に感動し、親も親として成長していくという大きな喜びと生きがいをもたらすものであり、また、このことによって、子どもは家族との絆を形成していきます。

子育ての第一義的責任は父母などの保護者にあり、家庭は、人に対する信頼感や倫理観、自立心、社会的マナーなどの基本的な事項を子どもが身につける教育の出発点です。

しかし、近年、急速な少子化の進行や核家族化、地域とのつながりの希薄化など、子育て家庭を取り巻く環境の変化に伴い、子育てを家庭だけにとどめず、子どもと子育て家庭を社会全体で支え、次代を担うすべての子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境づくりが、以前にも増して必要となっています。そしてそれは、未来への投資であり、香川の未来をつくることです。

子ども・子育て支援の主体は子どもであり、子どもたちがこれからの新しい時代を担いたくましく生きていくために、心身ともに健やかに育ち、自立する心と生きる力を育むことが大切です。

子育て支援は、保護者の育児を肩代わりするものではありません。親自身が持っている子育てできる力を存分に発揮できるよう支援することにより、親が親として成長し、より良い親子関係が築かれ、乳幼児期にしっかりと愛着が形成されることにより、子どものより良い育ちの実現につながります。

父母などの保護者が子育ての悩みを一人で抱え込まないよう、不安や孤立感などを和らげることを通じて、自己肯定感を持ちながら子どもとしっかりと向き合える環境を整えることで、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じるができるよう支援することが必要です。

そのためには、行政、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、企業その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、少子化と子ども・子育て支援を自らの問題と捉え、それぞれの役割を自覚し、行動することが大切です。

家庭は父母などの保護者が協力して子どもと向き合い、愛情を注いで子どもを育てること、保育所、幼稚園、認定こども園等は一人ひとりの子どもを理解し、子どもの育ちを見守り生涯にわたる基礎を培うこと、学校は確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、生きる力を培うこと、地域はそれぞれ関係者と連携してあたたかな目で子どもと子育て家庭を応援し育むこと、企業や職場は子育て家庭で父母などの保護者が協力して家事や育児を行えるよう雇用環境の整備や職場の雰囲気づくりに努めること、行政は総合的・計画的に具体的な施策を推進することなど、それぞれの役割を果たすとともに、連携して「次代を担う子どもたちを安心して生み、健やかに育てることができる環境」を整えることが必要です。

2 基本目標

次代を担う子どもたちを安心して生み、健やかに育てることができるかがわづくり

3 基本的視点

基本理念の下、基本目標を達成するため、本計画の推進に当たっては次の3つの視点で具体的な施策の展開を図っていきます。

1 子どもに視点を置いて、子どもの健やかな成長と幸せにつながるよう取り組みます。

支援の対象は、すべての子どもです。すべての子どもが心身ともに健やかに成長するとともに、どうすることが子どもの成長と幸せにつながるかという視点のもとに支援を行います。

2 父母などの保護者が子育てに対して責任を持ち、子育てする力を発揮できる子育て支援に取り組みます。

父母などの保護者が子育ての第一義的な責任を有していることを前提に子育て支援を行うとともに、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもとしっかりと向き合っており、喜びを感じながら子育てできるような支援に取り組みます。

3 次代を担う子どもと子育て家庭を社会全体で支援するよう取り組みます。

次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりは未来への投資であり、社会全体で子どもと子育てを支えるという視点のもとに支援を行います。社会の構成員が、少子化の現実と子ども・子育てへの支援を自らの問題と捉え、関係者と連携してそれぞれの役割を果たすことで、子育てする保護者の不安や悩み、孤立感を和らげ、子どものより良い成長の実現に取り組みます。

VI 施策体系

大項目	項目
I 結婚・妊娠・出産の希望をかなえる支援	<ol style="list-style-type: none"> 1 結婚を希望する男女の応援 2 妊娠期からの切れ目ない相談・支援体制の構築 3 妊婦健診など、母子保健事業の推進 4 小児・母子医療体制の充実 5 子どもを健やかに育てるための健康づくりの推進
II 就学前の教育・保育の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 質の高い就学前の教育・保育の提供 2 子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込みと確保方策
III 地域における子ども・子育て支援の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域における子ども・子育て支援の充実 2 放課後児童クラブなどの放課後児童対策 3 社会全体での子育て支援ネットワークの充実 4 子ども・子育てに関する相談・援助体制の充実
IV 次代を担う子どもたちの教育、育成支援	<ol style="list-style-type: none"> 1 確かな学力と豊かな人間性を育てる学校教育の推進 2 家庭教育への支援の充実 3 地域の教育力の向上 4 次代の親の育成
V 子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備	<ol style="list-style-type: none"> 1 仕事と家庭生活の両立支援 2 バリアフリーの推進など、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり 3 子どもの安全を確保するための活動の推進 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 5 ネット・ゲーム依存への対応 6 子育てに伴う経済的負担の軽減
VI 児童虐待対策・社会的養育体制の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童虐待への対応強化 2 社会的養育体制の充実
VII 困難な環境にある子どもや家庭への支援	<ol style="list-style-type: none"> 1 ひとり親家庭の自立支援の推進 2 障害児施策の充実 3 外国につながる幼児への支援 4 子どもの貧困対策の推進
VIII 子ども・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上	<ol style="list-style-type: none"> 1 子ども・子育て支援を担う人材の確保 2 従事者の資質向上

新旧対照表

(新)

第2期香川県健やか子ども支援計画（仮称）施策体系（案）

大項目	項目
I 結婚・妊娠・出産の希望をかなえる支援	<ol style="list-style-type: none"> 1 結婚を希望する男女の応援 2 妊娠期からの切れ目ない相談・支援体制の構築 3 妊婦健診など、母子保健事業の推進 4 小児・母子医療体制の充実 5 子どもを健やかに育てるための健康づくりの推進
II 就学前の教育・保育の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 質の高い就学前の教育・保育の提供 2 子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込みと確保方策
III 地域における子ども・子育て支援の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域における子ども・子育て支援の充実 2 放課後児童クラブなどの放課後児童対策 3 社会全体での子育て支援ネットワークの充実 4 子ども・子育てに関する相談・援助体制の充実
IV 次代を担う子どもたちの教育、育成支援	<ol style="list-style-type: none"> 1 確かな学力と豊かな人間性を育てる学校教育の推進 2 家庭教育への支援の充実 3 地域の教育力の向上 4 次代の親の育成
V 子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備	<ol style="list-style-type: none"> 1 仕事と家庭生活の両立支援 2 バリアフリーの推進など、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり 3 子どもの安全を確保するための活動の推進 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 5 ネット・ゲーム依存への対応 6 子育てに伴う経済的負担の軽減
VI 児童虐待対策・社会的養育体制の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童虐待への対応強化 2 社会的養育体制の充実
VII 困難な環境にある子どもや家庭への支援	<ol style="list-style-type: none"> 1 ひとり親家庭の自立支援の推進 2 障害児施策の充実 3 外国につながる幼児への支援 4 子どもの貧困対策の推進
VIII 子ども・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上	<ol style="list-style-type: none"> 1 子ども・子育て支援を担う人材の確保 2 従事者の資質向上

(旧)

香川県健やか子ども支援計画（現行計画）施策体系

大項目	項目
I 結婚・妊娠期からの支援	<ol style="list-style-type: none"> 1 結婚を希望する男女の応援 2 妊娠期からの切れ目ない相談・支援体制の構築 3 妊婦健診など、母子保健事業の推進 4 小児・母子医療体制の充実 5 子どもを健やかに育てるための健康づくりの推進
II 就学前の教育・保育の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 質の高い就学前の教育・保育の提供 2 子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込みと確保方策
III 地域における子ども・子育て支援の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域における子ども・子育て支援の充実 2 放課後児童クラブなどの放課後児童対策 3 社会全体での子育て支援ネットワークの充実 4 子ども・子育てに関する相談・援助体制の充実
IV 次代を担う子どもたちの教育、育成支援	<ol style="list-style-type: none"> 1 確かな学力と豊かな人間性を育てる学校教育の推進 2 家庭教育への支援の充実 3 地域の教育力の向上 4 次代の親の育成
V 子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備	<ol style="list-style-type: none"> 1 仕事と家庭生活の両立支援 2 バリアフリーの推進など、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり 3 子どもの安全を確保するための活動の推進 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 5 子育てに伴う経済的負担の軽減
VI 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童虐待防止対策の充実 2 社会的養護体制の充実 3 ひとり親家庭の自立支援の推進 4 障害児施策の充実
VII 子ども・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上	<ol style="list-style-type: none"> 1 子ども・子育て支援を担う人材の確保 2 従事者の資質向上

香川県健やか子ども支援計画（現行計画）について

I 結婚・妊娠期からの支援

1 結婚を希望する男女の応援

- (1) 結婚を希望する男女の出会いの機会の創出
- (2) 市町や企業・団体等と連携した結婚を応援する気運づくり

2 妊娠期からの切れ目ない相談・支援体制の構築

- (1) 妊娠期からの切れ目ない相談体制の強化
- (2) 子どもの健やかな成長を支える地域の支援体制づくり
- (3) 妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発
- (4) 父親の子育て意識の醸成

3 妊婦健診など、母子保健事業の推進

- (1) 母子保健医療に関する知識等の普及啓発
- (2) 妊産婦、乳幼児の健康診査や保健指導などの市町母子保健事業との連携・支援
- (3) 生涯を通じた女性の健康支援体制の推進
- (4) 不妊等に悩む方に対する支援の充実

4 小児・母子医療体制の充実

- (1) 小児医療の充実
- (2) 小児慢性特定疾病対策の推進
- (3) 新生児マススクリーニングの充実
- (4) 総合的な周産期医療体制の整備

5 子どもを健やかに育てるための健康づくりの推進

- (1) 親子の健康の増進と体力づくりの推進
- (2) 食育の推進
- (3) 子どもの疾病の予防と早期発見、早期治療の推進
- (4) 親子の心の健康の推進
- (5) 歯科保健対策の推進
- (6) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進

Ⅱ 就学前の教育・保育の充実

1 質の高い就学前の教育・保育の提供

- (1) 教育・保育の役割、提供の必要性等に関する基本的考え方
- (2) 幼児教育の充実
- (3) 認定こども園に関する基本的考え方
- (4) 保育士、幼稚園教諭、保育教諭の合同研修に対する支援
- (5) 地域における教育・保育施設と地域型保育事業を行う者の相互連携の推進
- (6) 保育所、幼稚園、認定こども園と小学校等との連携の推進
- (7) 教育・保育情報の公表
- (8) 保育機能施設の指導監督および研修の充実

2 子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込みと確保方策

- (1) 区域の設定
- (2) 教育・保育の量の見込みと、提供体制の確保の内容・実施時期
- (3) 県の認可・認定に係る需給調整の考え方
- (4) 提供体制の確保方策

Ⅲ 地域における子ども・子育て支援の充実

1 地域における子ども・子育て支援の充実

- (1) かがわ健やか子ども基金事業の推進
- (2) 地域子ども・子育て支援事業の推進
- (3) その他の子育て支援の充実

2 放課後児童クラブなどの放課後児童対策

- (1) 放課後子ども総合プランの推進
- (2) 放課後児童クラブの推進
- (3) 放課後子ども教室の推進

3 社会全体での子育て支援ネットワークの充実

- (1) 地域における子育て支援のネットワークづくり
- (2) 子育て支援に関する情報の提供
- (3) 社会全体での子育て支援やみんなで子どもを育む意識の啓発
- (4) ささえあい安心して子育てできる体制の構築

4 子ども・子育てに関する相談・援助体制の充実

- (1) 相談・援助活動の充実、周知・広報
- (2) 相談機関のネットワークづくり

Ⅳ 次代を担う子どもたちの教育、育成支援

1 確かな学力と豊かな人間性を育てる学校教育の推進

- (1) 心豊かでたくましい児童生徒の育成
- (2) 一人ひとりの能力や個性、創造性を伸ばす教育の推進
- (3) 社会の変化に対応した教育
- (4) 信頼される学校づくり
- (5) 教育環境の整備

2 家庭教育への支援の充実

- (1) 広報啓発活動の推進
- (2) 多様な学習機会や交流の場の提供と相談体制の充実
- (3) 指導者の養成

3 地域の教育力の向上

- (1) 学校、家庭、地域の連携
- (2) 多様な体験・交流活動機会の提供
- (3) 子ども読書活動の推進
- (4) 文化芸術環境の整備と文化芸術活動の促進
- (5) 社会教育施設などの整備と社会教育活動の充実

4 次代の親の育成

- (1) 子育てマインドの形成
- (2) 結婚・妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発
- (3) 生涯を通じた女性の健康支援体制の推進
- (4) 男女が協力して家庭を築くことの意識の醸成
- (5) 薬物乱用防止対策等の推進
- (6) 若者の職業的自立の支援

V 子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備

1 仕事と家庭生活の両立支援

- (1) 多様な働き方の実現と働き方の見直し
- (2) 育児休業を取得しやすい環境の整備
- (3) 働きながら子育てをしやすい環境の整備

2 バリアフリーの推進など、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり

- (1) 公共的施設等における子育てバリアフリーの推進
- (2) バリアフリー化など安全で安心な道路交通環境の整備
- (3) 子どもが安心して集い遊べる場の確保

3 子どもの安全を確保するための活動の推進

- (1) 安全・安心まちづくりの推進
- (2) 被害に遭った子どもの保護の推進
- (3) 子どもの交通安全対策の推進
- (4) 子どもの事故防止対策の推進

4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- (1) 子どもの非行防止と社会環境の浄化
- (2) 地域の健全育成づくりの推進

5 子育てに伴う経済的負担の軽減

- (1) 子育て費用に対する社会的支援
- (2) 保育料や教育費の負担軽減

Ⅵ 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援

1 児童虐待防止対策の充実

- (1) 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備および虐待の発生予防
- (2) 児童相談所の体制の強化
- (3) 市町や関係機関との役割分担、連携の推進
- (4) 虐待の再発防止・自立支援
- (5) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

2 社会的養育体制の充実

- (1) 家庭的養護の推進
- (2) 児童養護施設等の施設におけるケアの充実、人材の確保・育成
- (3) 自立支援の充実
- (4) 家族支援、地域支援の充実
- (5) 児童養護施設等の施設における子どもの権利擁護の推進

3 ひとり親家庭の自立支援の推進

- (1) 就業・自立支援の充実
- (2) 子育て・生活支援の充実
- (3) 経済的支援の充実

4 障害児施策の充実

- (1) 地域の療育支援体制の整備・充実
- (2) 発達障害児への支援
- (3) 特別支援教育の推進

Ⅶ 子ども・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上

1 子ども・子育て支援を担う人材の確保

- (1) 特定教育・保育を行う者の必要見込み人数
- (2) 保育士、幼稚園教諭等の人材確保
- (3) 放課後児童クラブなど、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保

2 従事者の資質向上

- (1) 保育士、幼稚園教諭、保育教諭、その他教育・保育、子育て支援事業に従事する者の資質向上
- (2) 保育教諭の促進についての対象者への周知

改正の背景

- 市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、令和2年度を始期とする第2期計画の作成に向けて、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日公表）の策定、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しその他の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための改正を行う。
- そのほか、幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴う改正を行う。

改正の内容

- (1) 「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記
 - ・ 放課後児童健全育成事業の実施に当たって、2023年度までの5年間で約30万人分の受け皿整備を図ること等を定めた「新・放課後子ども総合プラン」に定める「市町村行動計画等に盛り込むべき内容」に基づき、放課後子供教室との一体型の推進や学校施設の徹底的な活用を図ること。（第三の二三（二）関係）
 - ・ 目標事業量の設定に当たって、5歳児のうち、2号認定を受ける者や幼稚園における預かり保育の定期利用者等も含めてニーズを幅広く想定するとともに、「新・放課後子ども総合プラン」において、女性就業率が80％程度となることを想定して2019年度から2023年度末までに約30万人分の整備を行うこととしており、地域における女性就業率の動向をも配慮すること。（別表第三の三関係）
- (2) 児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記
 - ① 児童虐待防止対策について、平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえ、以下の事項等を追記。（第三の三2（一）、四5（一）、別表第三の四関係）
 - ・ 子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進すること。
 - ・ 児童虐待の発生予防・早期発見・発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、市町村子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の取組の強化、児童相談所と市町村等の情報共有の推進、児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上や一時保護所の体制の充実等を図ること。
 - ② 社会的養育の充実について、平成28年改正児童福祉法の新しい理念である子どもへの権利保障と子どもの家庭養育優先原則を実現するため、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」（平成30年7月6日・厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、策定すること。（第三の四5（二）関係）

(3) その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正

- ・ 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、①市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、②都道府県は、幼稚園に関する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。(第二の一関係)
 - ・ 児童福祉法に基づく障害児福祉計画について、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握することとされていることを踏まえ、市町村計画・都道府県計画の作成に当たって調和を保つべき計画として明記すること。(第三の一六関係)
 - ・ 保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。(第三の二二(一)、(二)(1)関係)
 - ・ 国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するよう配慮を行うことが望ましいこと。(第三の二二(二)(1)関係)
 - ・ 医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等について、市町村計画の作成に関する任意的記載事項(第三の三二(三)関係)及び都道府県計画の作成に関する基本的記載事項(第三の四五(四)関係)に追加すること。
また、障害児入所施設については、小規模グループケアの推進、身近な地域での支援の提供、本体施設の専門機能強化を進めることが「望ましい」とされていたものを、「必要である」に改めること。(第三の四五(四)関係)
 - ・ 地域子ども・子育て支援事業についても、市町村支援事業計画の中間年の見直しの要否の基準となること。(第三の六三関係)
- (4) 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴い以下を追記。
- ・ 市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保。(第三の二四関係)
 - ・ 都道府県における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携。(第三の四三関係)

※ そのほか、関係法令の改正等に伴う必要な改正(文言の整理)等を行う。

適用期日

令和2年(2020年)4月1日 ※(4)及び幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴う改正は本年10月1日

- 次世代育成支援対策推進法(以下「法」という。)に基づく「行動計画策定指針」(以下「指針」という。)については、2014年11月に告示し、2015年4月から適用。市町村及び都道府県については、この指針に即して、次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村等行動計画」という。)を策定することができることとされている。
- 法では、市町村等は、指針に即して、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等について、5年ごとに市町村等行動計画を策定することができる。
- 指針では、市町村等は、前期計画に係る必要の見直しを2019年度までに行なった上で2020年度から2024年度を期間とする後期計画を策定することが望ましいとされており、今後、市町村等が後期行動計画を策定するにあたり、2015年度以降の関連施策の動向の反映を中心に、指針の見直しを行う。
- なお、多くの市町村等で、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定されている。(1,504市区町村(96.8%)、37都道府県(78.7%)で一体的に策定。(平成30年4月1日現在、厚生労働省調べ))

<具体的な改正事項> ※ このほか、関係法令の改正等に伴う必要な改正(文言の整理)等を行う。

- 「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日付け文部科学大臣、厚生労働大臣連名通知)の策定を踏まえた、放課後児童対策の考え方に関する記載の追加
- 平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等を踏まえた、児童虐待防止に関する記載の追加
- 社会的養育の充実について、「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」(平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、策定する旨更新
- 子育て世代包括支援センターや産後ケア、新生児聴覚検査等に関する記載の追加
- 医療的ケア児に関する記載の追加
- 登下校防犯プラン(平成30年6月22日関係閣僚会議決定)や未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策(令和元年6月18日関係閣僚会議決定)に関する記載の追加
- 住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)を踏まえた、良質な住宅の確保に関する記載の更新
- 育児・介護休業法の改正を踏まえた、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすく、環境の整備に関する記載の充実
- 働き方改革関連法の成立等を踏まえた、働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関する記載の充実

参考

○次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)
(基本理念)

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画(次項において「市町村行動計画等」という。)の策定に関する指針(以下「行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

二 次世代育成支援対策の内容に関する事項

三 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3～8 (略)

(都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施(以下「都道府県行動計画」という。)を策定することができる。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3～8 (略)

計画策定スケジュール

時期	内容案
8月26日	第14回会議開催 ・計画の骨子（案）について
10月下旬	第15回会議開催 ・計画の素案について
12月上旬	パブリックコメント開始
1月上旬	パブリックコメント終了
1月中旬	第16回会議開催 ・計画案について ・パブリックコメントの結果について
3月	第2期香川県健やか子ども支援計画（仮称）の策定